

第 7 6 号議案

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年中野区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「児童で」の次に「あって」を、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項及び第5項において同じ。））」を加え、同条第5項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性の

ある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第8項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。